

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第2回弘前城跡整備指導委員会
開 催 年 月 日	令和7年11月19日(水)
開 始 ・ 終 了 時 刻	9時00分 から 10時30分まで
開 催 場 所	弘前市役所 防災会議室
議 長 等 の 氏 名	福井敏隆(前弘前市文化財審議委員長)
出 席 者	関根達人、瀧本壽史、林康裕、麓和善、三上千春、森山修治
欠 席 者	千田嘉博
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	(弘前市都市整備部公園緑地課) 公園緑地課長兼弘前城整備活用推進室長・鳴海淳、弘前城整備活用推進室主幹・関剣太郎、同室主幹・横山幸男、同室総括主査・福井流星、同室総括主査・片山俊博、同室主事・東海林心 [記録]、同室主事・福尾莉菜
会 議 の 議 題	1.重要文化財保存活用計画第4章について 2.重要文化財保存活用計画第5章について 3.重要文化財保存活用計画第6章について
会 議 資 料 の 名 称	①令和7年度第2回弘前城跡整備指導委員会
会 議 内 容 (発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等)	1. 重要文化財保存活用計画第4章について (事務局) 【概要】 (1) 令和7年度第1回弘前城跡整備指導委員会にて指摘された重要文化財保存活用計画第4章について、修正した内容を説明。 【詳細】 ・「1. 防火・防犯対策について」の箇所の追加・修正等を行った。 ・「(1)火災時の安全に係る課題」における「ウ 防火管理の現状と課題」の「2)消防署の消火体制」について、積雪時の所要時間等を追記・修正した。 ・「3)火気等の管理」の「(d)可燃物の管理」では、管理体制

について触れていないため、その旨を追記した。

- ・ 前回の委員会において電気設備について触れていなかったため、「(g)電気設備」として項目を追加した。
- ・ 「(2)防火管理計画」について、「ア 基本方針」という項目を新たに設けた。
- ・ 「オ 予防措置」において、前回の委員会では天守及び二の丸南門のみの記載であったため、他の建造物も含めての記載に修正した。
- ・ 「オ 予防措置」の「2)可燃物の管理」において、備品等は防火性の高いものを用いる旨追記した。
- ・ 同じく「4)安全対策」において、初期消火活動の対応内容を記載した。
- ・ 避難経路図について、天守以外の8棟についても図示した。
- ・ 「(4)防災設備計画」の初めに、「現状と計画」を謳うこととした。
- ・ 全棟に非常放送設備を設置する旨記載した。天守における更新後の受信機を「メッセージ表示機」に修正した。
- ・ 「(4)防災設備計画」の「ア 設備整備計画」における「②消火設備」の「(c)スプリンクラー設備」について、設置の必要性を追記した。
- ・ 同じく「(g)消火ポンプ」について、消火活動の根幹設備であること、20年サイクルでの計画的な保全更新を行うこと、日常点検を行い不良個所を確認した場合は速やかに修理を行うことを追記した。
- ・ 「ア 設備整備計画」における「⑤消火設備」について、現状に対しての今後の措置について記載した。

- ・「2. 耐震対策」の箇所の追加・修正等を行った。
- ・「(1)耐震診断」の「イ 改善措置と今後の対処方針」について、建造物自体の必要耐震性能は「安全確保水準」とし、建造物下の土塁・石垣については文化庁の「文化財石垣基礎診断実施要領（案）」で示されている築石の安定性評価、石垣根入れ部の安定性評価、石垣背面全体の安定性評価において安全率を上回ることを目指すこととしたい。隅櫓3棟では、耐震基礎診断が未実施であるため、早急に行い、結果を基に、極力建造物・土塁・石垣等の本質的価値を損なわない補強方法を整備指導委員会で検討した後、文化庁と協議し、承認を得て実施する。
- ・「(2)地震時の対処方法」について、城内の倒木や石垣崩落、二次的に発生する火災の対処方法について記載した。
- ・「3. 耐風対策」の「(2)今後の対処方針」について、伐採だけではなく、剪定を追加した。
- ・「4. その他の災害対策」の箇所の追加・修正等を行った。
 - ・大雪や大雨により園内の通行等に危険が生じる恐れがある場合は、城内全域を立入禁止とする。
 - ・「(1)雪害」について、伐採だけではなく、剪定を追記した。

(委員会)

【概要】

(1) 重要文化財保存活用計画第4章について了承。

【詳細】

- ・「(2) 防火管理計画」の「ア 基本方針」に、私設消防隊のことを記載したほうが良い。また、「自衛消防隊」の文言を

追加すると良いと思う。

2. 重要文化財保存活用計画第5章について

(事務局)

【概要】

(1) 現在策定中の重要文化財保存活用計画の第5章活用計画の内容について説明。

【詳細】

・文化庁が示している「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」や他の近世城郭の保存活用計画を参考に、以下の構成とした。

1. 公開その他の活用の基本方針
2. 公開計画
3. 活用基本計画

・「1. 公開その他の活用の基本方針」

・「(1)公開・活用の現状」の「1) 公開・活用の現状」は、弘前城は、弘前公園として24時間開放しており、本丸、北の郭及び三の丸の一部である植物園は有料区域に設定されている。土塁や濠、重要文化財建造物9棟の周辺等を除き、原則一般客は城内に立ち入ることができ、管理上立入禁止の部分もあるものの、これらの箇所はその周りから望見することが可能である。

・「2)天守」は、弘前公園として24時間開放していることから、来訪者は常に建造物の外観を望見できる。また、二の丸及び北の郭の一部からもその外観を望見できる。天守は、有料公開施設として内部を一般公開しており、床板に

は合板とマットを仮設で敷き、見学者は土足で入る形である。先述の有料区域の期間については、4月1日から11月23日、午前9時～午後5時までであるが、「弘前さくらまつり」期間中は午後9時まで延長している。11月24日～翌年3月31日は、冬季期間として有料区域は無料となるものの、天守は冬季閉館としている。令和7(2025)年度現在、本丸石垣修理事業に伴い天守を本丸東南隅の天守台から本丸中央に曳家している。内部公開実施のため、仮設の耐震補強をした上で一般公開を行っている。活用として、修理工事の解説パネルや映像及びグッズ販売、弘前藩主の御乗物の実物展示やふるさと納税寄付者の一口城主芳名板の設置、本丸のジオラマ展示や全国の近世城郭の写真パネル展示を行っている。また、建造物の壁面をスクリーンに見立てたプロジェクションマッピングやライトアップ等も行っている。

- ・「3) 櫓3棟及び城門5棟」は、弘前公園として24時間開放していることから、来訪者は常に建造物の外観を望見できる。櫓及び城門は、無料区域としている二の丸・三の丸・四の丸にある。櫓3棟は二の丸のほか、三の丸の一部からもその外観を望見できる。建造物の周囲は竹柵で囲い立入禁止としている。二の丸南門及び二の丸東門は、二の丸のほか濠の対岸の曲輪からも外観を望見できる。三の丸追手門、北の郭北門(亀甲門)及び三の丸東門は、各城門がある曲輪のほか城外からもその外観を望見できる。城門は常時開扉していることから、来訪者は自由に通行可能である。城門の周囲(番所等)に木柵を設けており、一部立入禁止としている。天守以外の建造物8棟は、原則内部非公

開であるものの、イベント等で年に数日程度の特別公開を行っている。特別公開時（二の丸南門）は、上層の床板に合板を仮設で敷き、見学者は土足で入る形である。階段は急傾斜等で昇降し辛いいため、手摺り付きの緩傾斜の仮設階段を設置して対応している。令和3～4年度の二の丸南門及び三の丸追手門の保存修理工事では、工事現場の特別公開も行った。

- ・「(2)公開・活用の課題」の「1)天守」は、現状では床面上に仮設で合板とマットを敷いており、見学者は土足のまま見学するため、建造物の汚損の可能性がある。また、本来の床面を観察することが出来ない状況である。バリアフリー未対応のため、車いす利用者は内部に入れない。天守内の階段は、当初材であり、急傾斜等のため円滑な昇降ができない状況にある。仮設の手摺りを設けているものの、一部見学者にとっては昇降できない場合もある。過去には、見学者が階段から転落する事案も発生した。平成27年度に、天守の耐震基礎診断を実施し、内部公開にあたっては耐震補強が必要との判定を受けており、天守曳戻し後も内部公開を行う予定であることから、保存修理工事と併せて耐震補強工事を行う予定である。パネル展示やグッズ販売等のため可燃物が多く、また、見学者の手荷物検査を実施していないことから、放火・防火面が懸念される。
- ・「2)櫓3棟及び城門5棟」は、保存修理工事に併せて耐震補強工事を実施した二の丸南門及び三の丸追手門以外は、見学者の安全性が確保できないため、内部公開を実施できない状況にある。各建造物は、バリアフリー未対応のため車いす利用者は内部に入れない。各建造物の階段は当初材

であり、急傾斜等のため円滑な昇降ができない状況であり、一部見学者にとっては昇降できない場合もある。特別公開を行っている二の丸南門では、手摺りを付けた緩傾斜の仮設階段を設置して対応している。2階の床板には仮設で合板を敷いており、見学者は本来の床面を見ることはできない状況にある。また、各建造物には、過年度の保存修理で発生した古材やイベント等の備品を保管しており、直ちに内部公開できない。古材については公開活用の面で利用されておらず、ただ保管している状況にある。

・「(3) 公開・活用の基本方針」は、前述の現状や課題を踏まえて、本質的価値を広く周知するとともに、適切な公開・活用を行えるよう整備や維持管理を実施し、近世城郭の雰囲気を感じ出来るよう努める。公開・活用の基本方針として以下の5点を掲げた。

①公開範囲を拡大し、より近世城郭の建造物の様式美や建築技術を直に体感できるよう努める。

②各建造物の特徴等、理解を深める解説や展示等の情報を提供し、文化財の価値を広く周知する。

③保存修理においては、修理中の公開を積極的に行い、情報発信に努める。

④安全に見学できる動線・環境等を提供する。

⑤教育・学習の場として積極的に活用するとともに、周辺の文化財施設や観光施設、またはイベントと連携し、市の歴史や価値、魅力の情報発信に資する。

・「2. 公開計画」

・「(1) 建造物の公開」は、耐震補強や安全対策を行い、天守に加え、櫓や城門の一般公開を目指す。一般公開を行っ

ていない天守以外の8棟については、毎年1棟以上の公開を行えるよう公開体制等を関係機関と検討する。

- ・「1)天守」の「ア 保存修理前・保存修理中」は、令和8年度に天守曳戻し工事を予定しており、外観は望見できるものの内部公開は行わない。令和9年度からは耐震補強を含む保存修理工事を予定している。令和9年度は実施設計、令和10年度から工事を行う予定である。令和10年度以降は、足場設置等により建造物の外観が望見困難となるため、天守の外観を印刷したシートで覆う等の措置を行い、建造物の外観が分かるよう配慮する。工事に伴い内部見学はできないため、本丸に仮設展示室（仮設プレハブ）を設け、写真パネルや映像等により見学者に建造物の特徴や工事内容を解説する。また、工事現場の特別公開も検討する。グッズ販売等については、二の丸に所在する弘前城情報館や北の郭に所在する武徳殿に集約する。
- ・「イ 保存修理後」の対応として、建造物の外観については保存修理前に引き続き望見可能とし、周辺環境の維持に努める。内部公開については、天守の空間や部材等、天守の建築の価値が伝わるための公開を行う。冬季は現状通り閉館とする。保存修理工事では当初部材に手を加えない範囲でバリアフリー化を図り、車いす利用者等も1階内部を見学できるようにする。また、合板及びマットの仮設敷きを撤去し、見学者は土足での見学をやめ、外履を脱ぎビニール袋に入れてもらい、床面を見学するものとした。小さい段差等の安全対策として、見学動線には最低限の養生を行う。活用について、重要文化財の附指定の棟札2枚〔文化7年(1810)〕のレプリカを作成して建造物内部で展示

し、実物は弘前市立博物館で保管を検討している。同じく内部では、保存修理工事等の内容を伝える展示パネルや保存修理工事で発生した状態の良い古材等を展示して文化財保護について周知を図りたい。他の見学困難者の対応として、弘前城情報館において建造物内部の雰囲気を感じることができる映像コンテンツや保存修理工事の内容を紹介するコンテンツ作成を検討する。

- ・「2) 櫓 3 棟及び城門 5 棟」の「ア 保存修理前・保存修理中」では、建造物の外観は引き続き眺望できるよう周辺環境の維持管理に努める。内部公開については従前の対応とする。保存修理工事の際は、足場設置等により外観が望見困難となるため、外観を印刷したシートで覆う等の措置を行い、建造物の外観が分かるよう配慮する。また、工事現場の特別公開も検討する。内部については、弘前城情報館でのデジタルサイネージでの内部公開や定点カメラにより工事現場の公開を検討する。
- ・「イ 保存修理後」では、外観については引き続き望見可能とし、周辺環境の維持に努める。内部公開は、毎年 1 棟以上の公開を行えるよう公開体制等を関係機関と検討する。また、公開にあたっては、運営・維持管理費用としての有償化も検討する。内部見学について、現在の特別公開時のように合板の仮設敷きと土足見学をやめ、見学者は外履を脱ぎビニール袋に入れてもらい、床面を見学できるものとしたい。小さい段差等の安全対策として、見学動線には最低限の養生を行う。階段については、公開にあたり手摺り付きの緩傾斜の仮設階段や仮設の手摺りを設ける。活用について、重要文化財の附指定である二の丸辰巳櫓の棟

札1枚〔享保19年(1734)〕及び二の丸未申櫓の棟札1枚〔元禄12年(1699)〕のレプリカを作成して建造物内部で展示し、実物は弘前市立博物館で保管を検討している。同じく内部では、保存修理工事で発生した状態の良い古材等を展示して文化財保護について周知を図りたい。この古材等は建造物内に保管する。建造物内部の見学困難者については、弘前城情報館において建造物内部の雰囲気を感じられる映像コンテンツや保存修理の内容を紹介するコンテンツの作成を検討する。

- ・「(2)関連資料等の公開」では、建造物9棟の本質的価値を高めるため、調査・研究等を行いながら、積極的な史資料の公開を行っていく。保存修理工事以外の情報等については、各建造物の情報を記載したパンフレットや弘前城情報館での情報発信に加え、保存・整備で出土した遺物の展示を行うものとした。

・「3. 活用基本計画」

- ・「(1)計画条件の整理」の「1)法的条件・順守すべき法規等」では、以下の関連する法令等を列挙した。

文化財保護法／建築基準法(ただし、文化財建造物の保存修理については適用除外)及び関連法令／都市計画法／都市公園法／景観法／地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律／消防法及び関連法令／その他県、市の条例等／弘前市都市公園条例及び弘前城管理運営規則／弘前市景観条例／弘前市屋外広告物条例

- ・「2)関連計画」は以下のとおり。

弘前市総合計画／弘前市総合計画後期基本計画／弘前市総合計画後期実施計画／弘前市まち・ひと・しごと創生総

合戦略／弘前市都市計画／弘前市歴史的風致維持向上計画／弘前市中心市街地活性化ビジョン／弘前市文化芸術振興計画／弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存活用計画

- ・「(2)建築計画」の「1)平面計画」では、建造物自体を観覧できるようにし、柱や梁、床、壁等の建造物の様相や本来の機能を理解するための公開を行うものとした。内部公開における動線については自由動線とする。階段の往来は、天守並びに櫓3棟の1階と2階をつなぐ階段は対面通行可、櫓3棟の2階と3階をつなぐ階段及び城門5棟の階段については、階段付近に配置した警備員により昇降を誘導するものとした。天守の仮設の手摺りは現状のままとする。櫓については、1階と2階をつなぐ階段中央に昇降を隔てる仮設の手摺りと階段両端に仮設の手摺りを設ける。2階と3階をつなぐ階段は幅が狭いため、階段両端のみに仮設の手摺りを設ける。城門の階段は他の建造物よりも急傾斜であるため、手摺りの付く緩傾斜の仮設階段を設けるものとした。
- ・「2)設備等整備計画」の「ア 保存管理、環境保全、防災に係る施設等」における「(ア)天守」は、現状は建造物外部に避雷針、建造物内部に分電盤、消火器、消火バケツ、自動火災報知機、電球・電気配線、建造物周囲に屋外消火栓、放水銃、侵入防止柵を設けている。今後は、これらに加えて新たに、建造物内部に避難経路図、屋内消火栓、スプリンクラー、サージ防護デバイス、非常放送設備の整備と各階への警備員配置、建造物周囲に防犯センサーや防犯カメラ、防犯灯、警報器、炎感知器を整備する。これらに

については、各機器の耐用年数に留意して計画的な更新を図るものとしたい。

・「(イ)櫓3棟及び城門5棟」は、現状では建造物外部に避雷針、建造物内部に消火器と自動火災報知機、建造物周囲に屋内消火栓や放水銃、侵入防止柵を設けている。今後は、これらに加えて新たに、建造物内部に電球(LED)・電気配線、サージ防護デバイス、非常放送設備の整備と公開時に限り各階に警備員配置、建造物周囲に防犯センサーや防犯カメラ、防犯灯、警報器、炎感知器を整備する。これらについては、各機器の耐用年数に留意して計画的な更新を図るものとしたい。

・「イ 公開・活用に係る施設等」の「(ア)天守」は、現状では公開・活用に伴い、階段の手摺りや下層への落下防止対策の木柵、電球・蛍光灯、ガラス窓、床面への仮設敷き合板・ゴムマットを設けている。今後は、内部見学に必要なものは引き続き計画的に更新を測るとともに、仮設敷きの合板・ゴムマットは撤去、電球・蛍光灯はLED照明への変換を行う。

・「(イ)櫓3棟及び城門5棟」は、現状では害獣・害虫・鳥獣等対策としての狭間への金網、特別公開時における床面への仮設敷き合板がある。今後は、金網は撤去し、定期的な巡回・清掃を行うものとしたい。LED照明の設置、公開時において櫓では仮設の手摺りの設置、城門では手摺り付きの緩傾斜の仮設階段の設置、扇風機の設置を行う。床板に劣化が見られる箇所については、立入禁止とする。

・「(3)外構及び周辺整備計画」は、「第3章環境保全計画」及び「第4章防災計画」に基づき、建造物9棟周辺の石垣、

土塁、樹木、既存建造物等の適切な維持管理や防災・防犯対策を行う。

- ・「(4)管理・運営計画」では、所有者である弘前市が建造物9棟を適切に保存・保全に努め、建造物の文化財としての価値を広く市民や観光客に周知するほか、関係部署と連携してイベントや教育・学習の場として積極的に公開・活用を図るものとする。また、日常の公開・管理・運営については、指定管理もしくは業務委託により実施する。

(委員会)

【概要】

- (1) 重要文化財保存活用計画第5章について概ね了承。指摘箇所は次回委員会で修正したものを報告すること。

【詳細】

- ・展示しない古材やイベント等の備品をどうするかについて記載したほうが良いと思う。
- ・床板に劣化が見られる箇所については立入禁止とするより、交換して保管したほうが良いと思う。
- ・保存修理中の対応についての記載が分かりにくいいため、別項目として記載したほうが良いと思う。
- ・天守曳戻し工事や保存修理工事に伴い、約7年間は天守の見学ができないため、観光としてはデメリットが大きいので、外観のシート掲示以外にも来場者が楽しんでもらえるようなイベント等を行ってほしい。
- ・防犯対策として、天守内の防犯カメラは必要だと思う。
- ・現状として、冬季の除雪の状況についての記載、図があると良いと思う。

- ・二の丸未申櫓において、西側（弘前工業高校）の樹木・大木があり西側から櫓を見ることはなかなかできない。櫓土台の現状についても記載がない状況である。土台の現状を記載しつつ、樹木がどう影響しているか不明ですが樹木についての対応も記載したほうが良いと思う。
- ・活用の面において、弘前市立博物館とより連携して、平成・令和の修理について特集した特別展等の企画を行ってもよいと思う。
- ・バリアフリーの対応の記載はあるものの、視覚障がい者への対応という観点も必要かと思うので、この部分についての記載もあった方が良いと思う。
- ・保存修理中の公開について、現場の管理上の制約等もあるかと思うので、積極的に公開は行ってほしいが、現場の実態に即した形での公開活用計画となるようにして業者とも協議していただければと思う。

3. 重要文化財保存活用計画第6章について

（事務局）

【概要】

- （1）現在策定中の重要文化財保存活用計画の第6章保護に係る諸手続きの内容について説明。

【詳細】

- ・構成は、文化庁が示している「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」や他の近世城郭の保存活用計画を参考とした。

1. 管理に係る届出

2. 本保存活用計画の変更に係る手続き

・「1. 管理に係る届出」

・「(1)滅失・き損」、「(2)修理届」、「(3)現状変更許可申請」、「(4)維持の措置」、「(5)保存に影響を及ぼす行為の許可申請」、「(6)防災施設の機能低下等に係る報告」として、文化財保護法や関連法令等を抜粋、記載した。

・「(2)修理届」の6項目目として、本計画の認定により「第2章保存活用計画」に示す小規模な修繕については、管理行為として修理届は不要としたい。ただし、判断が困難な場合には青森県教育委員会に適宜相談して進めるほか、緊急性がある場合や破損が著しく、かつ補修・修繕が広範囲に渡る場合には、修理届を出して対応するものとする。

・「(3)現状変更許可申請」は、建造物は史跡内にあるため、保存修理工事等の行為で史跡への影響が見られる場合は、重要文化財の現状変更許可申請とは別に、史跡の現状変更許可申請を行うものとする。

・「2. 本保存活用計画の変更に係る手続き」

・認定後の保存活用計画を変更する場合は、青森県教育庁文化財保護課を經由して、文化庁文化資源活用課と事前に協議した上で、変更前の計画書を添えた変更後の計画書をもって変更申請を行い、文化庁の再確認を受けるものとする。

(委員会)

【概要】

(1) 重要文化財保存活用計画第6章について、構成・内容案を文化庁と協議すること。修理届に関する事項は再度検討して、次回委員会で審議すること。

【詳細】

- ・文化庁との手続きに関する項目であるため、このような構成・内容でよいか事前に協議してほしい。条文等の抜粋だと読みにくい部分もある。定型したものがあり、他の城郭の保存活用計画の記載内容を参考にしてもらえればと思う。
- ・修理届について、基準設定はまとめられているが、基準設定はあくまで建造物に固定するものを対象としており、消火器等の建造物に固定しないものについては基準設定の必要はない。「(将来公開用に設置した場合)」という記載があるが、今後整備するものについては、例えば仮設の手摺りの場合はデザイン等含めて文化庁が確認して了承していく事項になるため、あくまで基準設定は現状のものに対してのものとなる。障子紙については指摘のとおりかと思う。延長コードは固定のものか。電気配線ということであれば、基本的に城郭建造物の内部を公開していくという意味で、場当たりの電気設備の配線はあまりやらないように、計画的に検討して整備していただければと思う。
- ・あくまでも第2章保存管理計画の第2節で設定した項目を書き上げただけで、ここに記載されているもの全てが修理届を要しない行為に該当するわけではない。この記載だと基準2一部以下が全て修理届を要しない行為であると読み取れてしまう。修理届を要しない行為は表の日常管理の部分くらいだと思うので、この部分を文化庁と協議した上で、誤解のないような記載にしないといけないかと思う。
- ・認定計画を目指すということであれば、事後の修理届という形で修理届の提出が緩和されるケースがある。この部分は今後検討して、整備指導委員会に諮っていただければと思

	<p>う。</p> <p>【結論】</p> <p>(1) 重要文化財保存活用計画第4章について了承。</p> <p>(2) 重要文化財保存活用計画第5章について概ね了承。指摘箇所は次回委員会で修正したものを報告すること。</p> <p>(3) 重要文化財保存活用計画第6章について、構成・内容案を文化庁と協議すること。修理届に関する事項は再度検討して、次回委員会で審議すること。</p>
<p>その他必要事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の公開、非公開…公開 ・ その他出席者 <ul style="list-style-type: none"> (文化庁文化資源活用課) ※オンライン参加 整備活用部門文化財調査官・井川博文 (弘前市教育委員会文化財課) 課長・石岡博之、課長補佐・小石川透、主幹兼埋蔵文化財係長・ 蔦川貴祥 (株)防災コンサルタンツ 平井弘毅、鈴木克裕 ((公財)文化財建造物保存技術協会) ※オンライン参加 藤倉賢一